

狭山市避難行動要支援者避難支援プラン

全体計画

令和2年4月

狭山市

目次

I 総則	1
1. 趣旨	1
1.1 位置付け	1
1.2 災害発生直後の市民全体に対する安否確認との関係	1
1.3 避難行動要支援者支援の必要性	1
2. 想定する災害	3
3. 避難行動要支援者支援の概要	4
3.1 仕組み	5
3.2 避難行動要支援者の対象範囲	6
3.3 支援者の種別と役割	7
II 避難行動要支援者支援の準備	8
1. 全体概要	8
1.1 平常時の活動	8
1.2 災害発生後の活動	10
1.3 交流や検証など	12
2. 避難行動要支援者名簿	13
2.1 避難行動要支援者名簿の適正管理	13
2.2 対象者名簿の作成・共有	14
2.3 対象者名簿の災害時の提供	16
2.4 同意者名簿の作成・配備	17
2.5 同意者名簿への登載不同意者への対応	19
3. 市と自治会との協定締結	20
3.1 協定書に記載される項目	20
3.2 協定締結及び名簿登載同意の有無による名簿の取扱い	20
4. 個別避難支援計画書	21
5. 情報伝達体制	23
6. 避難支援体制	25
6.1 避難行動要支援者支援会議の設置	25
6.2 避難所運営会議内に避難行動要支援者支援班を配置	25
III 避難行動要支援者支援の活動	26
1. 助けあい活動の具体例	26
2. 災害発生時の支援活動	28
3. 避難所における支援	31
4. 在宅避難者への支援	33
5. 全体計画の推進にむけて	34
用語の解説	35

I 総則

1. 趣旨

狭山市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画（以下「全体計画」という。）は、市域において災害が発生または発生するおそれのある状況で、避難行動要支援者の生命又は身体を守るため、市の危機管理課と福祉・健康関係課所のほか、地域組織、福祉関係事業者等が協力して迅速かつ的確な避難支援等を図るため、市が策定するものです。

1.1 位置付け

この全体計画は、狭山市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）の第2編第4章第15節に規定する「避難行動要支援者の安全確保」、及び第3編第17章に規定する「避難行動要支援者等の安全確保対策」に関連し作成する個別の具体的計画です。

そのため、全体計画と地域防災計画の避難行動要支援者支援に関わる災害予防計画及び災害応急対策計画は、整合させるものとします。

1.2 災害発生直後の市民全体に対する安否確認との関係

災害発生時には、市民相互の共助によって、全市民の迅速で確実な安否確認を行うことを原則としますが、その過程で、災害による危険が迫っていることを知ることや自力での避難が困難な避難行動要支援者については、災害の危険から逃れ、安全な場所に避難する行動に周囲からの支援が必要となることから、普段から、その支援体制を敷くものとします。

1.3 避難行動要支援者支援の必要性

最近、日本各地で発生した災害では、避難行動に支障がある高齢者が犠牲になる割合が高く、いわゆる「避難行動要支援者対策」として重視されています。

避難行動要支援者とは、災害時に安全な場所へ避難するなどの身を守るための自助の行動に支障があり、支援を要する人々のことをいい、一般的には、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人等が挙げられます。また、避難行動要支援者は、一般的に環境適応能力が不十分であるとされるため、避難生活を強いられた場合についても支援が必要です。

避難行動要支援者支援制度が検討されるきっかけとなったのは、2004年の新潟豪雨による被害でしたが、2011年の東日本大震災でも、犠牲者に占める高齢者等の避難行動要支援者の比率が高かった一方で、消防職・団員や民生委員・児童委員など、多数の支援者も犠牲となりました。

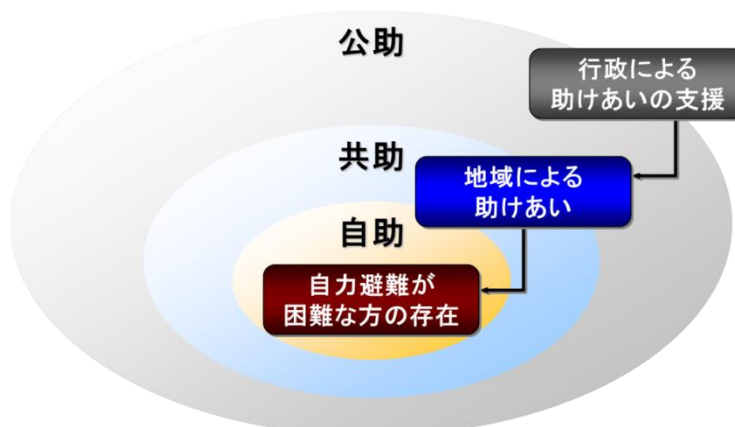
狭山市における避難行動要支援者支援制度においては、災害時の避難行動に支援を要す

る高齢者等を支援する一方、支援者となる自治会、民生委員・児童委員等にも犠牲者が発生しないよう、普段からの交流を通じて「避難行動要支援者と支援者が発災時の行動に対する共通の認識を持っている」関係を構築することが重要です。

また、避難行動要支援者の支援については、避難行動要支援者の自助及び地域住民の助けあいによる共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達や避難支援の充実を図るものとします。

市は、避難行動要支援者の支援に係る計画等の策定や支援者との連携強化等により、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努めます。

- 自助
自らの身の安全は、自らが守る。
- 共助
個人のみでは解決が困難なことを、地域で協力して行う。
- 公助
個人や地域の力では解決できないことを、国・県・市・消防・警察・自衛隊等の公的機関が行う。



下表は、災害時の自助と共助の重要性を阪神・淡路大震災時の事例によって示したものです。自力での避難が困難な、避難行動要支援者対策を考える上では、近隣住民の助けあいによる「共助」のあり方が、特に重要となります。

◆阪神・淡路大震災時に生き埋めや閉じ込められた人の救助を誰が行ったか

誰が	割合	自助・公助・共助の別
自力で	34.9%	自助:66.8%
家族に	31.9%	
友人・隣人に	28.1%	共助:30.7%
通行人に	2.6%	
救助隊に	1.7%	公助:1.7%
その他	0.9%	

出典：消防・防災 e カレッジより

2. 想定する災害

この全体計画では、地震災害を主な想定としてその対策をとりまとめているますが、風水害及び土砂災害、市内全域に重大な被害をもたらす、その他の災害及び事故等においても準用します。

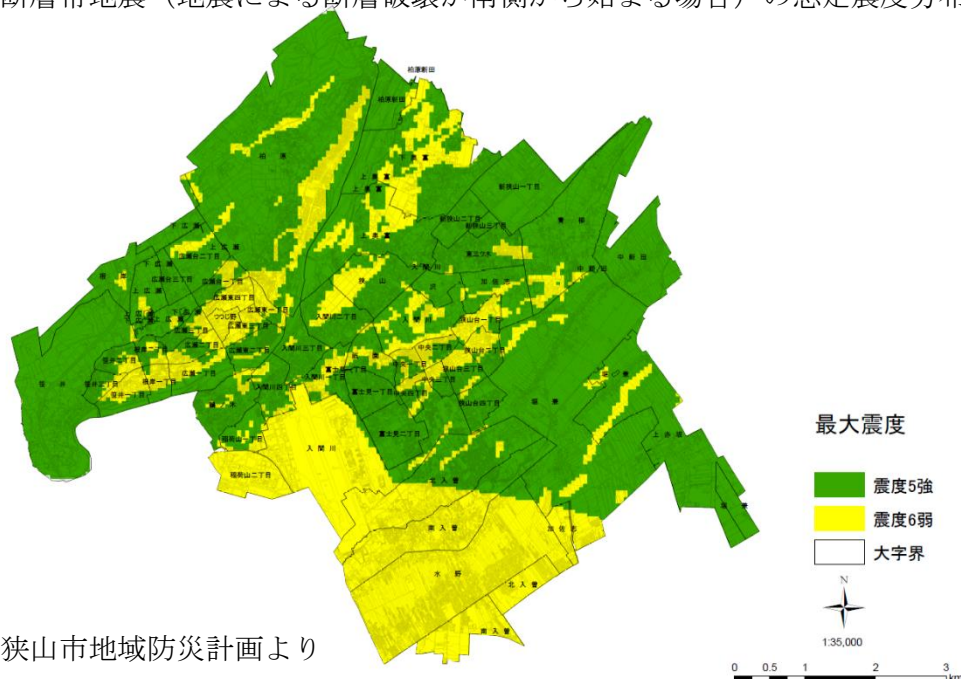
なお、計画の策定にあたっては、埼玉県による地震被害想定調査（平成24・25年度）の結果から、狭山市に最も大きな影響を与えると考えられる立川断層帯地震を想定地震としました。

この最大震度6弱における被害は、本市が備えるべき最悪の想定ですが、狭山市地域防災計画では、市域に震度5弱以上の地震が発生した場合に災害対策本部を設置するとされています。このため、避難行動要支援者支援を含む震災対応は、震度5弱以上を開始の目安とします。

立川断層帯地震（地震による断層破壊が南側から始まる場合）の被害想定表

最大震度		6弱
揺れ+液状化	建物全壊数	138棟
	建物半壊数	1,680棟
冬18時・風速8m/s	建物焼失棟数	78棟
	死者数	8人
	負傷者数	230人
1日後断水人口（人）		6,359人
1週間後避難所避難者数		1,367人

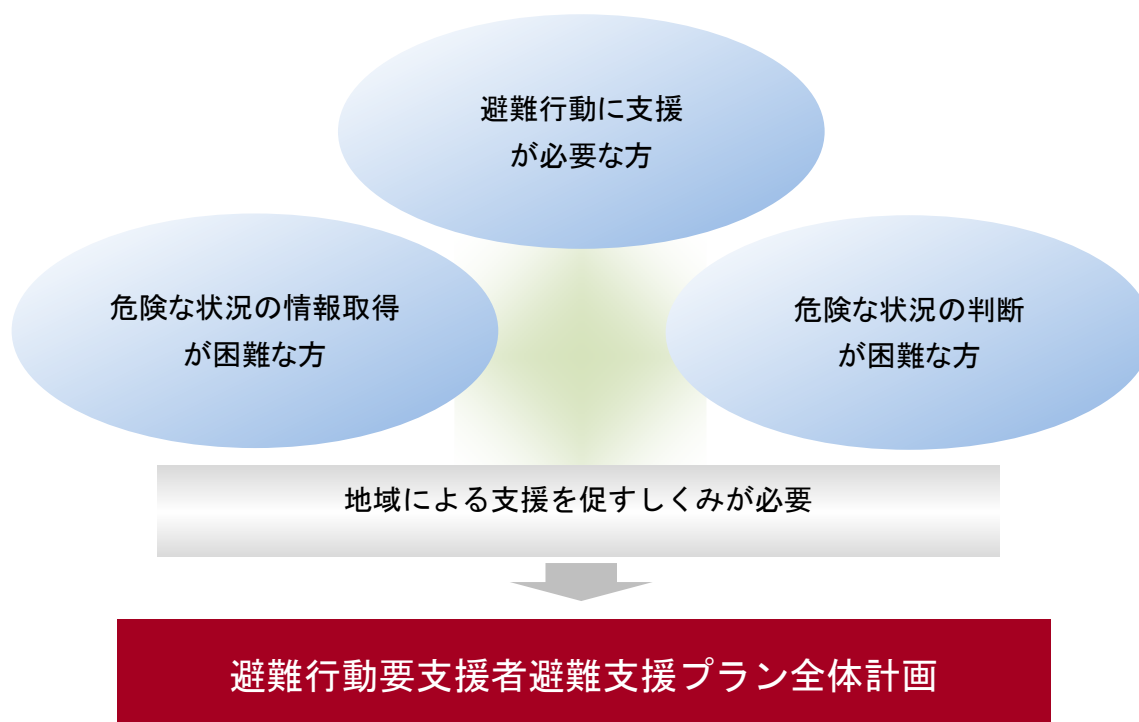
立川断層帯地震（地震による断層破壊が南側から始まる場合）の想定震度分布図



出典：狭山市地域防災計画より

3. 避難行動要支援者支援の概要

全体計画では、災害発生初動期の避難行動要支援者の安否確認、避難支援そして避難生活などの地域での助けあい活動のための仕組みづくりを進めることを目的とします。

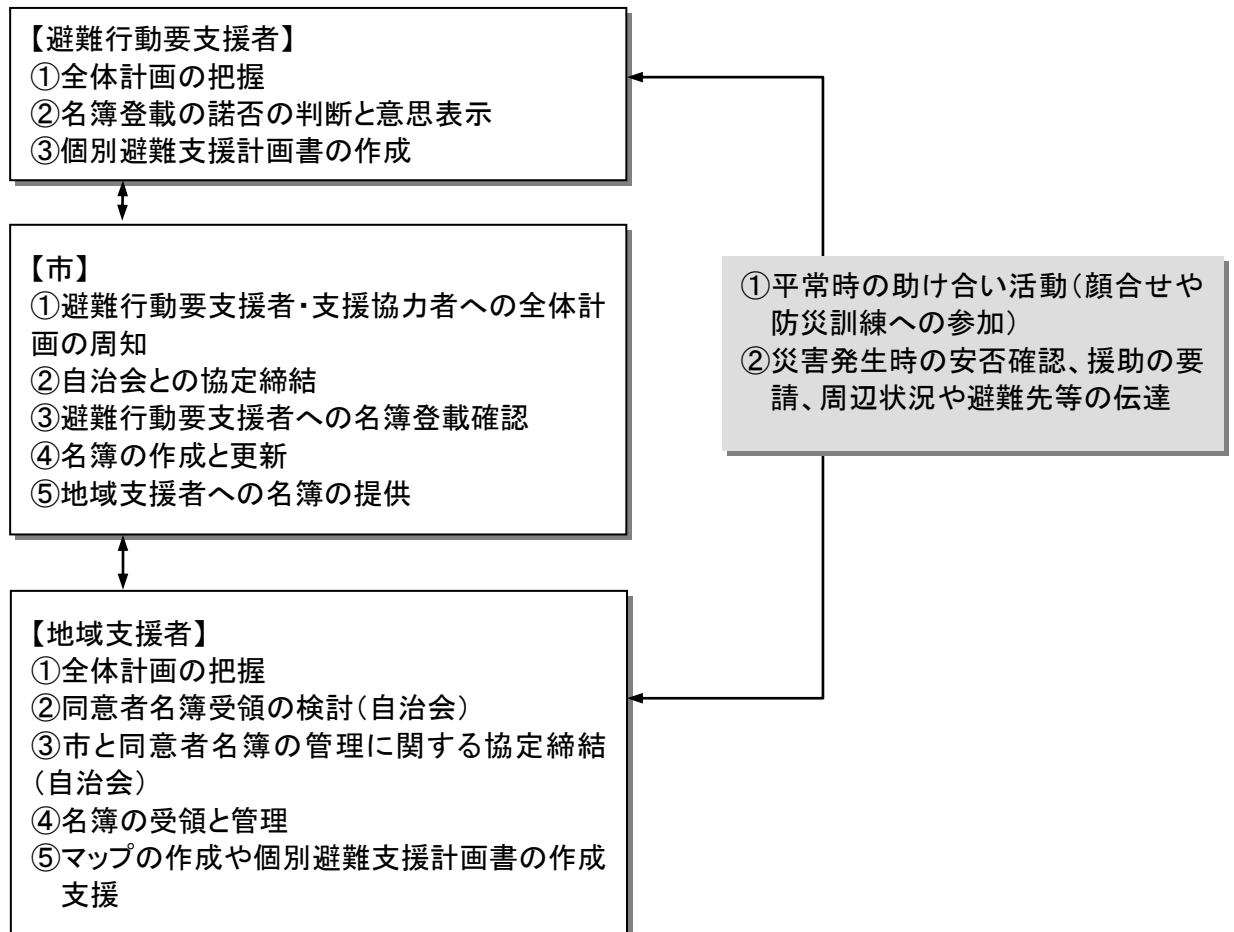


3.1 仕組み

市は、地域住民相互の助けあい活動がより円滑に行えるよう、避難行動要支援者の名簿を作成し、自治会や民生委員・児童委員等の地域支援者に提供します。

名簿の提供にあたっては、避難行動要支援者本人に名簿登載についての同意確認を行い、個人情報の保護に十分配慮します。また、名簿の提供を受ける自治会は、地域の助けあい活動の推進、名簿の管理等に関して市と協定を結びます。

地域支援者は、名簿の情報を活用して平常時から助けあい活動に取り組み、地域の助けあい意識の向上を目指します。これらの仕組みを通じて避難行動要支援者情報の共有と避難支援計画の具体化の充実に図り、「いざという時」に備えます。

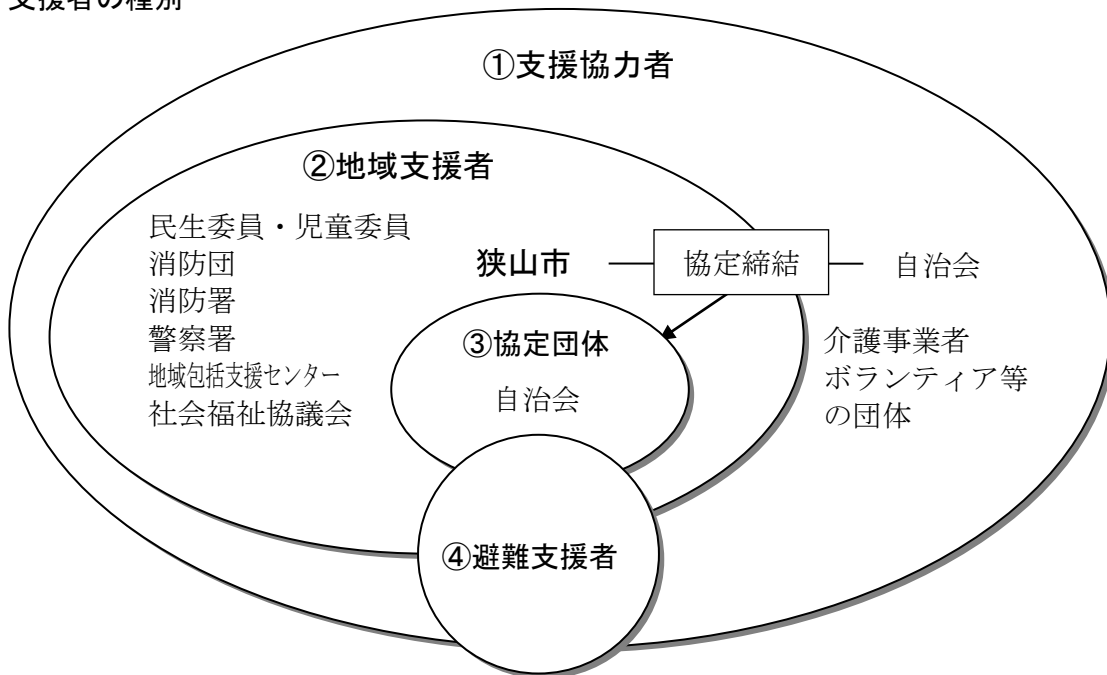


3.2 避難行動要支援者の対象範囲

No.	対象者
1	75歳以上の高齢者のみの世帯の者
2	介護保険法による要介護状態区分・要介護1以上の者
3	身体障害者手帳の交付を受けている者
4	療育手帳の交付を受けている者
5	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
6	市や地域支援者等が認める自力避難困難者
7	その他、自力で避難するのが困難な者（難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、避難行動に不安があるなど）で自ら名簿への登載を希望する者

3.3 支援者の種別と役割

(1) 支援者の種別



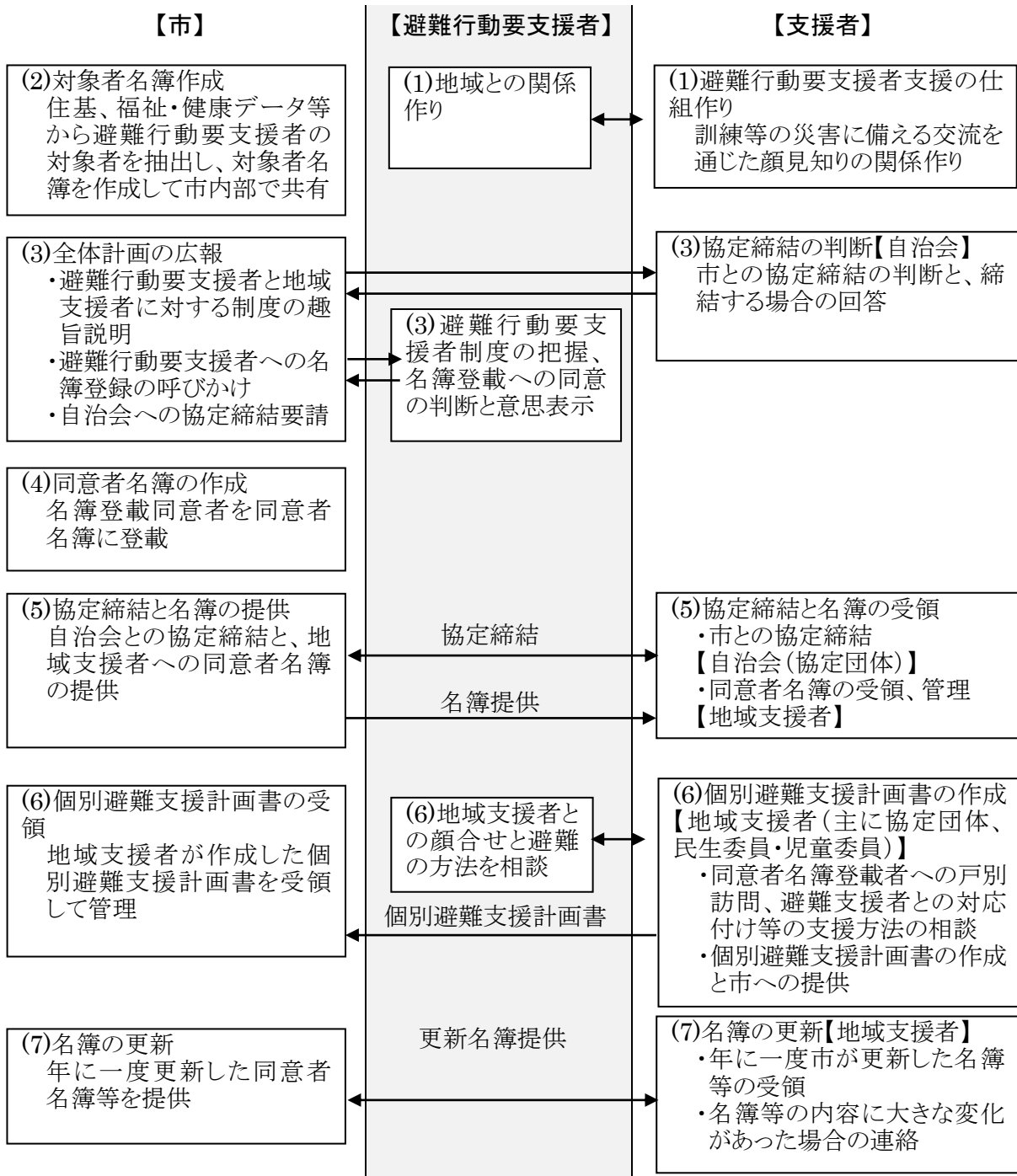
(2) 主な支援協力者の役割等

種別		協定締結	平常時の名簿提供		支援の概要	
			対象者	同意者		
支援協力者	地域支援者	自治会(協定団体)	要	—	○	①避難行動要支援者と避難支援者の対応付け ②同意者名簿登載者宅と災害時の避難支援の方法等を相談、個別避難支援計画書に取りまとめ ③災害時の安否確認と避難誘導 ④安否確認結果を市に連絡
		民生委員・児童委員	不要	—	○	
		消防団	不要	—	○	
		消防署	不要	—	○	
		警察署	不要	—	○	
		地域包括支援センター	不要	—	○	
		社会福祉協議会	不要	—	○	
	介護事業者	対象外	—	—	①利用者の安否確認 ②安否確認結果を市に連絡 ③個別避難支援計画書の作成への協力	
避難支援者	対象外	—	—	①個別避難支援計画書に基づく災害時の安否確認と避難誘導		

II 避難行動要支援者支援の準備

1. 全体概要

1.1 平常時の活動



左頁フロー図のNo.と以下のNo.が対応しています

- (1) **避難行動要支援者支援の仕組作り【支援者】 地域との関係作り【避難行動要支援者】**

災害時の避難行動要支援者支援については、近隣住民や地域全体で必要な支援を行う共助を基本としますが、そのための仕組み作りとして、普段からの交流によって避難行動要支援者と地域とを「顔が見える」関係にし、地域からの避難行動要支援者への働きかけが、いざという時に迅速に伝わるよう、危険情報等の伝達や避難支援等の態勢を整備していきます。
- (2) **対象者名簿作成【市】**

住基データ、福祉・健康データ等から避難行動要支援者となる対象者を抽出して対象者名簿を作成し、平常時は市民部、福祉子ども部及び長寿健康部の関係課所で共有します。
災害発生時またはそのおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、当該名簿を市が必要と認める支援協力者に提供します。
- (3) **全体計画の広報【市】 同意の判断【避難行動要支援者】 協定締結の判断【自治会】**

市は、市民に対して全体計画の趣旨を広報し、避難行動要支援者に対して郵送等による同意者名簿への登載の同意確認と、自治会に対する協定締結を要請します。避難行動要支援者は、名簿登載の同意を判断して市に回答します。自治会は、同意者名簿を受領して管理・活用することについての市との協定締結の可否を判断します。
- (4) **同意者名簿の作成【市】**

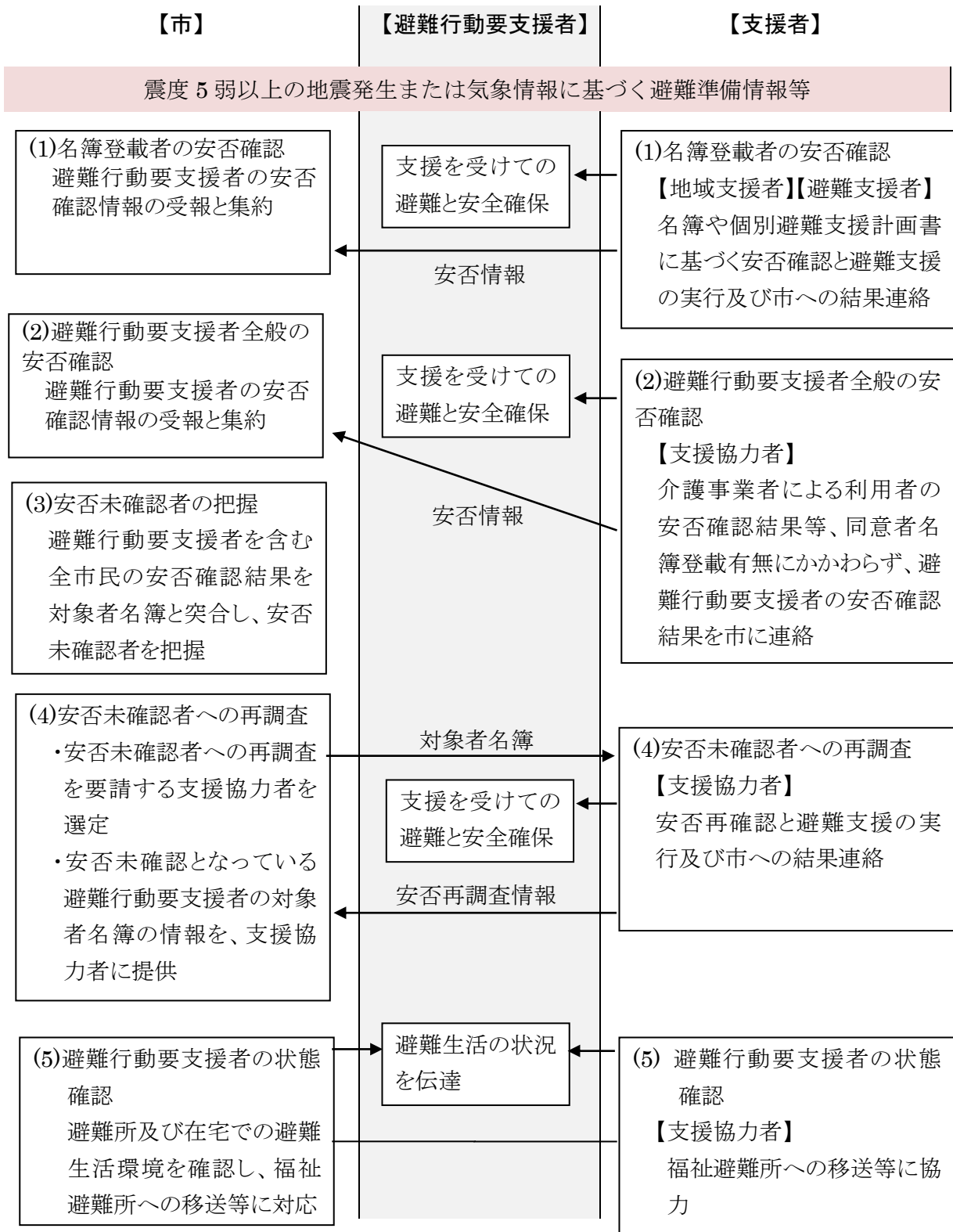
同意者名簿への登載に同意した避難行動要支援者を対象に、同意者名簿を作成します。
- (5) **協定締結と名簿提供【市】 協定締結【自治会（協定団体）】 名簿受領【地域支援者】**

市は協定締結の意思表示をした自治会と協定の締結をします。（以下、協定を締結した自治会を「協定団体」という。）そして、協定団体を含む地域支援者に同意者名簿を提供します。地域支援者は市から受領した名簿を管理します。
- (6) **個別避難支援計画書の作成【地域支援者（主に協定団体、民生委員・児童委員）】受領【市】**

同意者名簿を提供された地域支援者（主に協定団体、民生委員・児童委員）は、同意者名簿をもとに災害時の支援対象となる避難行動要支援者宅を戸別訪問し、避難行動及び避難生活で必要とする支援の内容を本人及び家族等関係者と確認して、個別避難支援計画書にまとめます。地域支援者は、作成した個別避難支援計画書を市に提供します。
- (7) **名簿の更新【市】【地域支援者】**

市は、住基データ、福祉・健康データ等から避難行動要支援者の異動状況を把握し、年に一度同意者名簿を更新し個別避難支援計画書とともに地域支援者に提供します。地域支援者は避難行動要支援者の戸別訪問を定期的に行い、本人の様態や環境等に大きな変化が生じた場合は、名簿や個別避難支援計画書の記載内容を更新し、必要に応じて市に連絡します。

1.2 災害発生後の活動



左頁フロー図のNo.と以下のNo.が対応しています

(1) 名簿登載者の安否確認【市】【地域支援者】【避難支援者】

地域支援者は同意者名簿（避難支援者は個別避難支援計画書）に基づき、安否確認と避難支援を実施し、結果を市に連絡します。連絡は指定避難所または現地災害対策本部（地区センター及び地域交流センター）とします。

市は安否確認結果を受報し、災害対策本部に集約します。

(2) 避難行動要支援者全般の安否確認【市】【支援協力者】

民生委員・児童委員や介護事業者等の支援協力者は、同意者名簿登載者かどうにかかわらず、担当する避難行動要支援者やサービス利用者の安否情報を覚知した場合、市へ連絡します。

市は安否確認結果を受報し、災害対策本部に集約します。

(3) 安否未確認者の把握【市】

地域支援者からの同意者名簿登載者の安否確認結果の他、民生委員・児童委員や介護事業者等からの避難行動要支援者の安否に関する情報を集約して、対象者名簿と突合して安否未確認の避難行動要支援者を把握します。

(4) 安否未確認者への再調査【市】【支援協力者】

特定された安否未確認者への再調査を行います。

①市職員による再調査の他、地域支援者を含む支援協力者に、安否未確認者への再調査を要請します。

②地域支援者を含む支援協力者に対し、安否未確認となっている避難行動要支援者の対象者名簿の情報を提供します。支援協力者は安否確認や避難支援の結果を市に報告します。

(5) 避難行動要支援者の状態確認【市】【支援協力者】

避難所運営会議と連携し、安否確認された避難行動要支援者が、避難所及び在宅での避難生活において、健康維持が可能な環境であるかどうか、介助者がいるかどうかの確認（状態確認）を行います。

状態確認の結果、健康維持に問題がある避難行動要支援者については、支援協力者の協力のもとに福祉避難所への移送等、必要な支援を行います。

1.3 交流や検証など

(1) 日頃の交流【市・地域支援者等・避難行動要支援者】

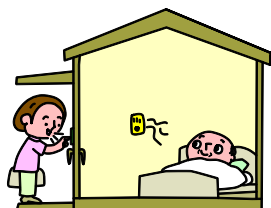
避難行動要支援者に対する避難支援には、避難行動要支援者の日常の様態を支援者側が把握するとともに、避難行動要支援者自身も日頃から地域の防災に関する行事等に参加し、支援者との交流を図ることで、作成した名簿がより効果的に活用される環境が醸成されます。

(2) 研修会等の開催【市・地域支援者等・避難行動要支援者】

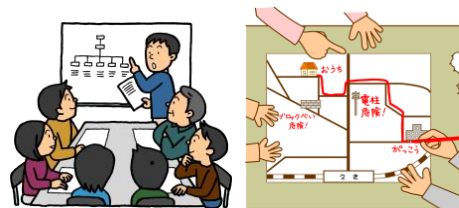
避難行動要支援者に関する被災事例や他市の取組みをテーマとした、避難行動要支援者の避難支援に関わる経験者、関係者による研修会等を開催し、全体計画の意義や課題を再認識する機会とします。

(3) 訓練の実施と計画の見直し【市・地域支援者等・避難行動要支援者】

災害時に備えた避難行動要支援者避難支援の訓練を行い、結果を評価・検証して、全体計画・個別避難支援計画書を見直します。



日頃の交流



研修会等の開催



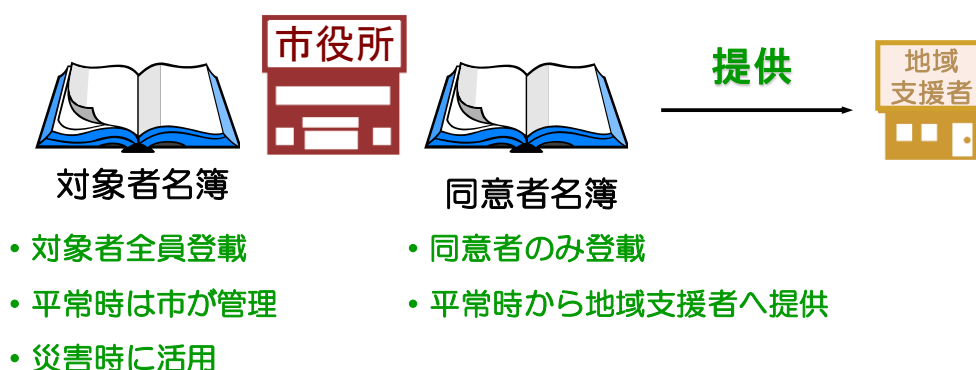
訓練の実施と計画の見直し

2. 避難行動要支援者名簿

災害発生時において避難行動要支援者の安否の確認や避難誘導及び避難所・在宅での生活支援を行うためには、避難行動要支援者情報の把握と関係者間での共有が必要であり、日頃から避難行動要支援者の居住地や生活状況等を把握し、災害時には、これらの情報を迅速に活用できるよう整理しておくことが重要となります。

市は、避難行動要支援者の支援に必要な「避難行動要支援者名簿」を2種類作成・管理します。ひとつは全ての避難行動要支援者が登載された名簿で、平常時は市が管理し災害発生時には支援協力者による避難行動要支援者支援を円滑に進めるための「対象者名簿」。もうひとつは、平常時より地域支援者に提供し情報共有を図るための「同意者名簿」です。

【名簿は2種類】



2.1 避難行動要支援者名簿の適正管理

避難行動要支援者名簿（以下、この節において「名簿」という。）の提供を受けた支援協力者は、狭山市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、避難行動要支援者の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、以下の事項を遵守することとします。

- (1) 個人情報の漏えいを防止すること。
- (2) 名簿の提供を受けた団体等の外部に、名簿の情報を提供しないこと。
- (3) 名簿に登載されている個人情報を避難行動要支援者支援以外の目的に使用しないこと。
- (4) 名簿を保管・管理する者として名簿管理責任者を定め、その者の関与の下に団体の内部において名簿を使用すること。
- (5) 名簿管理責任者の住所、氏名等を名簿管理者届により市に届け出ること（名簿管理責任者に変更があった場合及び名簿管理責任者の住所、氏名等に変更があった場合も同様とする。）。
- (6) 名簿の複写は名簿管理責任者の人数分とすること。またインターネットを通じた情報漏えい等の危険があるため、名簿情報をコンピュータ等へ記録しないこと。

- (7) 名簿は、施錠できる場所に保管する等安全な保管に十分な配慮を行うこと。
- (8) 名簿の更新時や避難行動要支援者の支援活動等の終了により、名簿提供の目的が達せられた場合、その他市から名簿の返還を求められた場合には、速やかに提供された名簿を市に返却すること。
- (9) 名簿の紛失、破損、改ざんその他の事故を防止すること。万が一事故が発生し、または発生するおそれのあることを知った時には、速やかに市に報告すること。

2.2 対象者名簿の作成・共有

市は、避難行動要支援者に関する避難支援等を円滑に実施するため、次のとおり、対象者名簿を作成し、市内部の関係課所で共有します。

また、災害発生時またはそのおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、当該名簿を市が必要と認める支援協力者に提供します。

(1) 対象者名簿に登載する避難行動要支援者の範囲

対象者名簿に登載する避難行動要支援者は、在宅の避難行動要支援者（施設入所者等を除く）とし、以下に該当する方とします。

- ① 75歳以上の高齢者のみの世帯の者
- ② 介護保険法による要介護状態区分・要介護1以上の者
- ③ 身体障害者手帳の交付を受けている者
- ④ 療育手帳の交付を受けている者
- ⑤ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- ⑥ 市や地域支援者等が認める自力避難困難者
- ⑦ その他、自力で避難するのが困難な者（難病患者、妊産婦、乳幼児、日本語に不慣れな外国人、避難行動に不安がある方など）で自ら名簿への登載を希望する者

⑥は①～⑤の要件には該当しないが、避難行動要支援者として支援する必要があると市や地域支援者が判断した場合に、対象者名簿に登載することができるとしたものです。同様に⑦は、どの要件も該当しないが避難行動等が困難であると自ら判断した者が、名簿の登載を求めることができるとしたものです。

(2) 対象者名簿の基礎となる情報

市が所有する次に掲げる情報を基に、対象者名簿を作成します。

- ・ 要介護認定情報
- ・ 身体障害者手帳認定情報
- ・ 療育手帳認定情報
- ・ 精神障害者保健福祉手帳認定情報
- ・ 母子手帳情報
- ・ 住民基本台帳情報

(3) 対象者名簿の登載項目

対象者名簿の登載項目は次に掲げるものとします。

- ・ 避難行動要支援者の氏名
- ・ 避難行動要支援者の年齢
- ・ 避難行動要支援者の性別
- ・ 避難行動要支援者の住所
- ・ 避難行動要支援者が属する世帯の世帯主氏名
- ・ 避難行動要支援者の登載事由区分（高齢者・身体障害・知的障害等の別）
- ・ 避難行動要支援者が居住する区域の自治会名
- ・ 同意者名簿登載の有無
- ・ 個別避難支援計画書作成の有無

2.3 対象者名簿の災害時の提供

(1) 個人情報保護と提供の原則

平成 25 年 6 月 21 日に改訂された災害対策基本法には、避難行動要支援者の個人情報を災害時に支援者となる個人、団体に提供することについて以下のような条文がある。

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(2) 対象者名簿の提供基準

上記の条文を勘案し、対象者名簿の災害時の提供にあたっては、以下の原則により対処することとします。

- ①災害時の救急・救助にあたる組織に対して提供します。
- ②市民からの通報等により、安否未確認な対象者名簿登載者に対する避難支援が切迫した状況である場合は、地域支援者として市が規定している各組織に提供します。
- ③地域支援者に多数の被災者が発生して、避難行動要支援者の避難支援にあたるマンパワーが損耗している状況下では、地域支援者以外の組織（支援協力者となる広域応援職員、市外ボランティア等）に対して提供します。
- ④上記のいずれの場合においても、名簿提供の可否判断は災害対策本部長（市長）が行うものとします。
- ⑤名簿の提供は「名簿情報の提供」であり、対象者名簿のリストを無加工で支援者（地域支援者、支援協力者）に提供するものではありません。市は、支援者に対象者名簿を開示し、支援者は閲覧・記録することを原則とします。
- ⑥開示・閲覧に時間的な余裕がない場合は、避難行動要支援者に対する避難支援活動が終了次第、速やかに返却することを条件に対象者名簿を提供します。

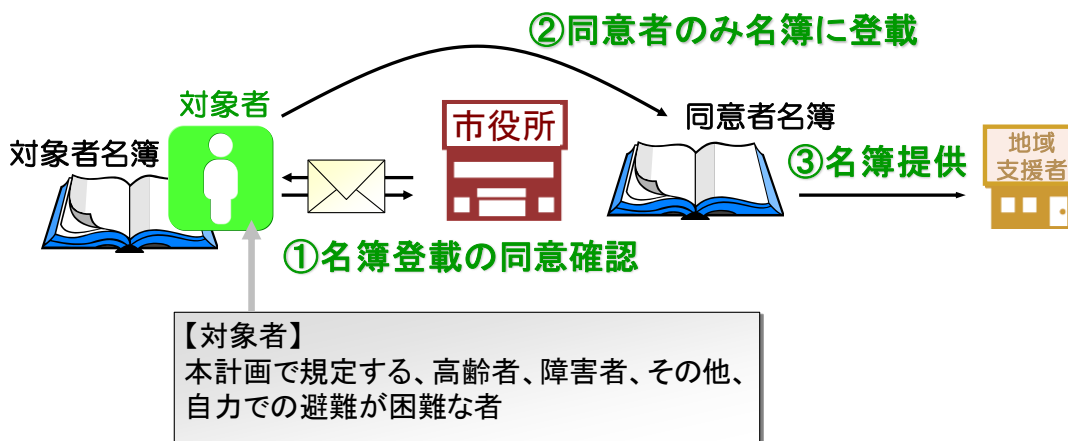
(3) 対象者名簿を提供する組織

救出・救助にあたる組織（消防署、消防団、警察等）には、災害発生後直ちに提供します。また、普段の生活で接点のある、自治会、民生委員・児童委員等には、被災状況や避難行動要支援者の安否未確認状況に応じて提供します。

2.4 同意者名簿の作成・配備

対象者名簿に記載された避難行動要支援者の中から、地域支援者に名簿情報を提供することについて同意した方のみを登録した「同意者名簿」を作成します。この同意確認は、市が郵送により行うことを基本としますが、本人や関係者の申し出等も受け付けます。

【作成の流れ】



(1) 同意者名簿に登載する対象者の範囲

対象者名簿のうち、地域支援者に個人情報を含む名簿が提供されることに同意した避難行動要支援者とします。ただし、施設入所者、入院患者等、医療・福祉施設で安全の確保がなされている方については、名簿登録の対象者から除外します。

(2) 同意者名簿の基情報

同意者名簿は、前述の対象者名簿および狭山市避難行動要支援者名簿（同意者名簿）登録同意書を基に作成します。

(3) 同意者名簿の登録項目

- ・避難行動要支援者の氏名
- ・避難行動要支援者の年齢
- ・避難行動要支援者の性別
- ・避難行動要支援者の住所
- ・避難行動要支援者の電話番号・FAX番号・携帯電話番号・電子メールアドレス
- ・避難行動要支援者が属する世帯の世帯主氏名
- ・避難行動要支援者の登録事由区分（高齢者・身体障害・知的障害等の別）
- ・避難行動要支援者が居住する区域の自治会名
- ・個別避難支援計画書の有無

(4) 同意者名簿作成のスケジュール

協定の締結から同意者名簿の完成までの期間を概ね2か月とし、名簿の更新は年一回とします。

(5) 名簿の媒体

個人情報の適正な管理の必要上、紙媒体とします。

(6) 同意者名簿の交付と取扱い

地域支援者は同意者名簿を以下のように管理・使用するものとします。

- ①市は、同意者名簿を地域支援者の名簿管理責任者に直接交付します。毎年行う名簿更新の際も同様とします。名簿情報の提供を受けた地域支援者は、速やかに当該避難行動要支援者との顔合わせ等の日常の交流に努めることが望まれます。
- ②同意者名簿は必要最小限の人数の名簿管理責任者が保管します。また、自治会（協定団体）においては、同意者名簿に記載されている避難行動要支援者に、名簿管理責任者が誰なのかを伝えるものとします。
- ③同意者名簿の持ち出しは、原則として災害発生時またはそのおそれがある場合、平常時は個別避難支援計画書作成のための面会時や見守り活動時等とします。
- ④同意者名簿に基づき、名簿管理責任者が③の活動のために地域支援者の構成員（名簿は保管しないが、平常時の声かけや災害発生時に支援を行う自治会員等）に避難行動要支援者の名簿情報を口頭で提供したりメモや地図上に示すことは、個別避難支援計画書の作成や、支援活動を行うために資することであることから可とします。
- ⑤名簿管理責任者の交代があった場合は、避難行動要支援者本人に交代の旨を伝え、見守り活動等に必要な情報を引き継ぎます。
- ⑥年一回の名簿の更新の間に名簿情報の異動があった場合は、地域支援者において名簿に記録してください。
- ⑦市は、地域支援者による同意者名簿の保管状況（紛失や漏えいがあったか等）や使用状態について、新旧名簿の交換時に名簿管理責任者との面談等により確認するものとします。

(7) 同意者名簿の保管方法

地域支援者の同意者名簿の保管は、必要な時に即座に使用できる体制をとりつつ、通常は他人の目に触れない場所に施錠をする等厳重な管理に努めてください。また、以下の点に留意して、名簿の保管方法・場所を定め、名簿管理者届により届け出てください。

- ①個人が名簿を保管する場合、災害時の取り出しに手間取り、あるいは取り出しができず、名簿が活用されなかった事例がある。
- ②個人ではなく、集会所や一時避難所等の「場所」を保管先とする運用が安全という考え方が一方、緊急性を勘案すると、直接支援に向かう個人で持っていた方が迅速な対応が図れる場合もある。

2.5 同意者名簿への登載不同意者への対応

対象者名簿に登載された避難行動要支援者のうち、同意者名簿への個人情報登載に同意しないなどの理由で、同意者名簿に登載されていない方について、市は引き続き本制度の趣旨と重要性を広報し、同意の呼びかけを行います。

なお、災害発生時には対象者名簿による安否確認、避難支援を実施します（10、11 ページ参照）。

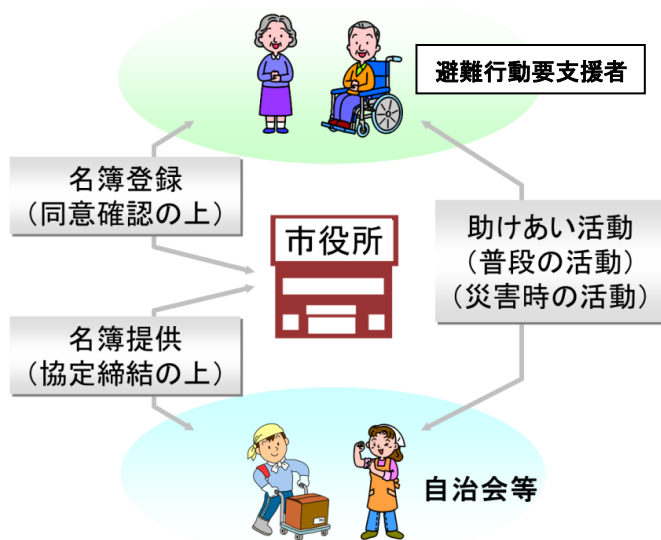
3. 市と自治会との協定締結

自治会は、市から同意者名簿の提供を受けるに先立ち、市が定めた「避難行動要支援者の支援に関する協定書」を市と締結し、名簿の適正な運用に努めるものとします。

なお、協定未締結の自治会については、市は事業推進の見地から、協定の締結を呼びかけていくものとします。

3.1 協定書に記載される項目

- ・名簿の登載者の範囲
- ・名簿の登載項目
- ・名簿を利用した平常時と災害発生時の自治会の活動
- ・名簿の管理
- ・名簿登載者の削除
- ・名簿の返還



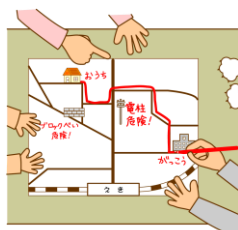
3.2 協定締結及び名簿登載同意の有無による名簿の取扱い

避難行動要支援者の同意状況	避難行動要支援者の居住地の自治会の状況	自治会の協定締結の状況	名簿への登載		同意者名簿の提供
			対象者名簿	同意者名簿	
名簿登載同意者	有	協定団体	登載	登載	全地域支援者に名簿提供
		未協定団体			自治会以外の地域支援者に名簿提供
	無	-		非登載	無
名簿登載不同意者	有	協定団体			
		未協定団体			
	無	-			

4. 個別避難支援計画書

災害発生時の避難行動要支援者の避難支援等をより実効性のあるものとするためには、具体的に「誰が」、「どのように行うか」を検討し、平常時から個別避難支援計画書としてまとめておくことが望まれます。この計画書に記載された災害時の安否確認、避難支援を行う者を特に「避難支援者」といいます。

計画書の詳細については、「狭山市避難行動要支援者避難支援マニュアル」に定めるものとします。



避難行動要支援者の個別避難支援計画書やマップの作製



避難行動要支援者の住居と順路の確認

支援のための周りの状況を日頃から確認
 ◇支援者の自宅－避難行動要支援者宅－避難所の位置関係
 ◇順路途中の安全箇所と危険箇所

(1) 個別避難支援計画書の作成

個別避難支援計画書は避難行動要支援者本人の同意のもとに作成します。作成方法は以下のようなケースが考えられます。

- ①避難行動要支援者自身が普段の居場所や支援してもらいたい内容などを計画書に記入し、必要に応じて地域支援者と相談しながら作成する。
- ②地域支援者が避難行動要支援者に働きかけて、普段の居場所や支援方法を確認しながら作成する。

(2) 個別避難支援計画書の内容

個別避難支援計画書の作成にあたっては、避難行動要支援者本人が参加して避難支援者、避難所、避難方法など、次の内容について記載します。

- ・避難行動要支援者の情報
- ・緊急連絡先
- ・災害発生時の留意点
- ・避難生活時の留意点
- ・避難支援者情報
- ・避難場所

(3) 個別避難支援計画書の共有、管理

①個別避難支援計画書の共有範囲

個別避難支援計画書の原本は、市が保管し、副本は作成に携わった方（避難行動要支援者本人、避難支援者、地域支援者等）が保管します。

市は地域支援者に同意者名簿を提供する際に、個別避難支援計画書の情報もあわせて提供します。

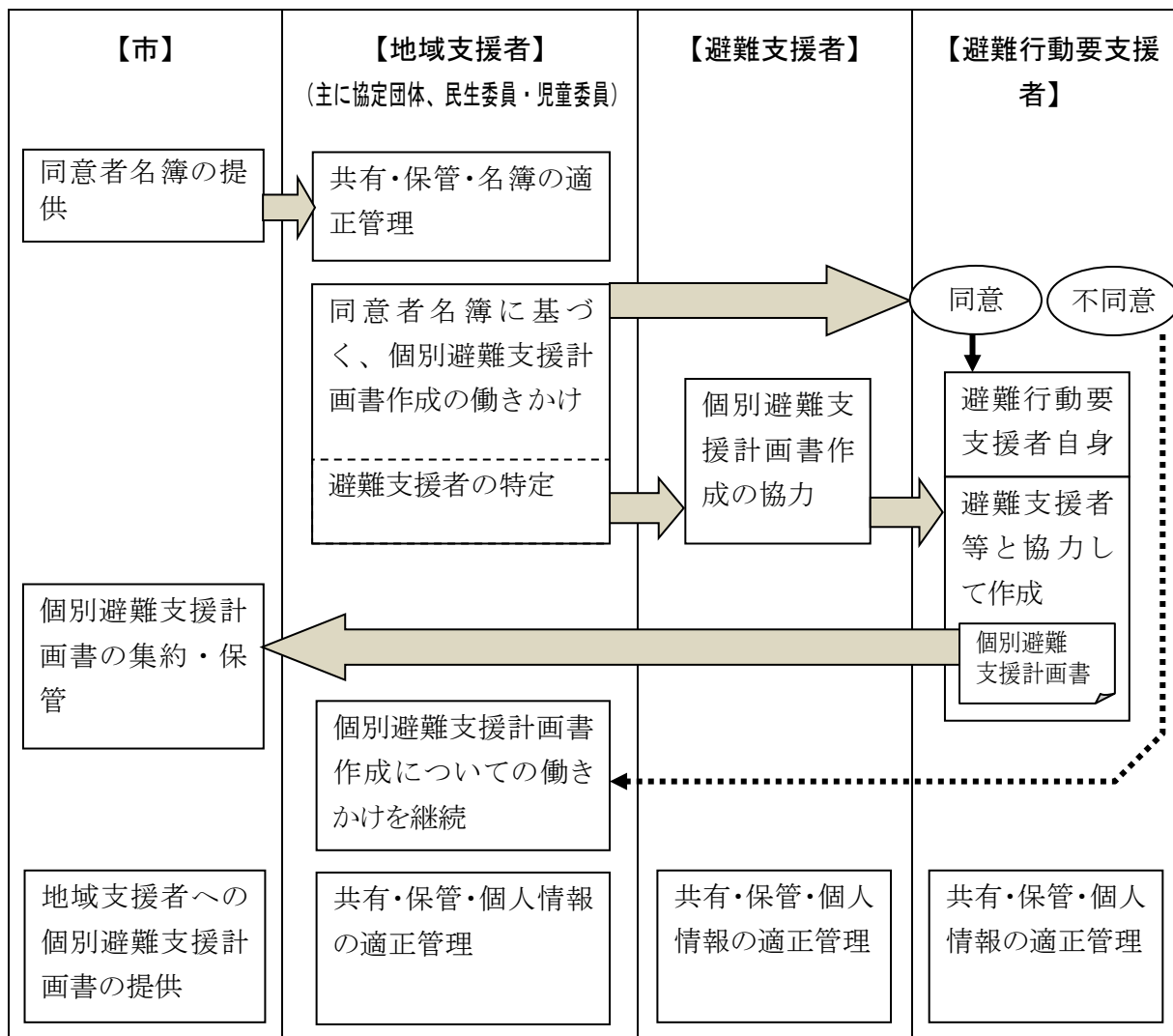
②個別避難支援計画書の適正管理

個別避難支援計画書の管理にあたっては、同意者名簿と同様の取り扱いとし、情報管理には十分配慮します。

(4) 個別避難支援計画書の更新

個別避難支援計画書の内容に変更がある場合は、当事者間で情報の更新をするとともに市に届け出てください。市は変更内容を正しい情報に更新します。

(5) 個別避難支援計画書作成の流れ



5. 情報伝達体制

避難行動要支援者は、災害危険に関する情報受信や、その情報に基づく適切な判断と避難行動をとることが困難な場合が多いため、避難情報等の必要な情報を確実に避難行動要支援者本人や家族等関係者に伝達できるよう、市は情報伝達体制の整備に努めます。

また、伝達手段の確保とともに、その存在が広く市民に知られていることが重要であるため、これら情報伝達手段の周知活動に努めます。

さらに避難支援のための通信手段の確保にあたっては、連絡を取り合う者や関係機関が誰であるか等の連絡内容についても検討し、手段と連絡方法を平常時から確認し合うこととします。

(1) 音声による伝達

①防災行政無線（固定系）

市内で防災行政無線を配備しており、緊急性のある情報を市内に一斉伝達します。

②広報車

庁用車が直接地域を巡回し避難情報等を伝達します。

③ケーブルテレビ

市と狭山ケーブルテレビで締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、広報を実施します。

④職員による現場広報

災害発生初期においては、現地災害対策本部より、避難所を中心に職員により情報の提供を行います。

⑤防災行政無線の自動応答サービス

防災行政無線で直前に放送した内容を聞くことができます。

電話番号：0120-81-3804

⑥避難情報等電話一斉配信サービス

土砂災害警戒区域、不老川の浸水被害区域及び入間川の浸水想定区域に居住している避難行動要支援者のうち、あらかじめ登録していただいた方の固定電話などに、避難情報等を音声配信します。

(2) 文字情報による伝達

①狭山市公式ホームページ

市ホームページのトップページに、災害に関する各情報へのリンクを掲載します。

②狭山市公式モバイルサイトメール配信サービス

登録者に対して、地震情報や気象情報、緊急情報、火災情報、その他防災無線情報をメールにより配信します。

③ソーシャルメディア

「狭山市公式フェイスブック」、「狭山市公式ツイッター」及び「狭山市公式 LINE@」により、災害に関する各情報を発信します。

④F ネットサービス（一斉同報通信）

電話回線を使用したファクシミリ網（F ネット）を活用し、登録された聴覚障害者へ広報します。

⑤ケーブルテレビ

市と狭山ケーブルテレビで締結した「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、広報を実施します。

(3) 地域支援者による直接的な伝達

避難行動要支援者名簿・個別避難支援計画書等を活用し、地域支援者等が、電話または訪問により情報を伝達します。

6. 避難支援体制

市は、全体計画の円滑な運用を図るため、庁内各部や関係機関等と連携・協力し、以下のとおり避難行動要支援者の避難支援体制を構築します。

6.1 避難行動要支援者支援会議の設置

市は、災害発生時に、避難行動要支援者の安否確認や避難支援、避難所や福祉避難所の利用調整等の必要な支援を迅速かつ的確に行うため、平常時より避難行動要支援者支援会議を設置します。

避難行動要支援者支援会議では、災害発生時から避難生活に到る過程での組織的な避難行動要支援者への連携対策ができるよう、市民部、福祉こども部及び長寿健康部の関係課所による横断的な組織とします。また、支援協力者と協働して、研修や防災訓練を実施することにより情報伝達体制や避難所運営方法等について確認し、改善に努めます。

6.2 避難所運営会議内に避難行動要支援者支援班を配置

避難所で過ごさざるを得ない避難行動要支援者に対し、健康の管理に支障を来たすおそれがないよう避難スペースに気を配り、異変に気が付いた場合は避難所運営会議を經由して市災害対策本部に連絡する他、食事や衛生管理、装具の消耗品等の確保を担当する「避難行動要支援者支援班」を避難所運営会議内に配置します。

III 避難行動要支援者支援の活動

1. 助けあい活動の具体例

同意者名簿を活用して平常時に行う助けあい活動は、個人情報保護を十分確保した上で、地域支援者や避難行動要支援者の状況に応じ、自主的に、また、各地域支援者の創意工夫により、可能な範囲で順次行われることを想定していますが、以下のような例が考えられます。



(1) 日頃からの交流

同意者名簿によって、「災害時に支援を必要とする人の居宅と支援方法」を地域支援者に周知されることが促進されます。避難行動要支援者自身が、自助の一環として、日頃から近隣住民や地域との交流を高めることが重要になります。

地域支援者は、名簿を有効に活用する機会としての顔合わせや訪問の機会を持つ一方、避難行動要支援者は、市からの広報等を通じて地域の様子を知るとともに、催事があれば積極的に参加する等の、地域との交流を心がけることが重要となります。

(2) 顔合わせ

地域支援者は、避難行動要支援者宅を訪問し、避難行動要支援者支援制度の趣旨を説明して身体等の状況を把握します。

(3) 訪問及び状況把握

地域支援者は、避難行動要支援者宅を定期的に訪問して近況を把握します。

(4) 避難支援マップの作成

災害時に備えた直接的な準備として、いざという時に備えて、避難行動要支援者がどこにいて、どうやってそこまで行くか、到着したらまず何を支援するかを事前に確認することが必要になり、避難行動要支援者の生活場所と避難経路を示したマップが必要となります。

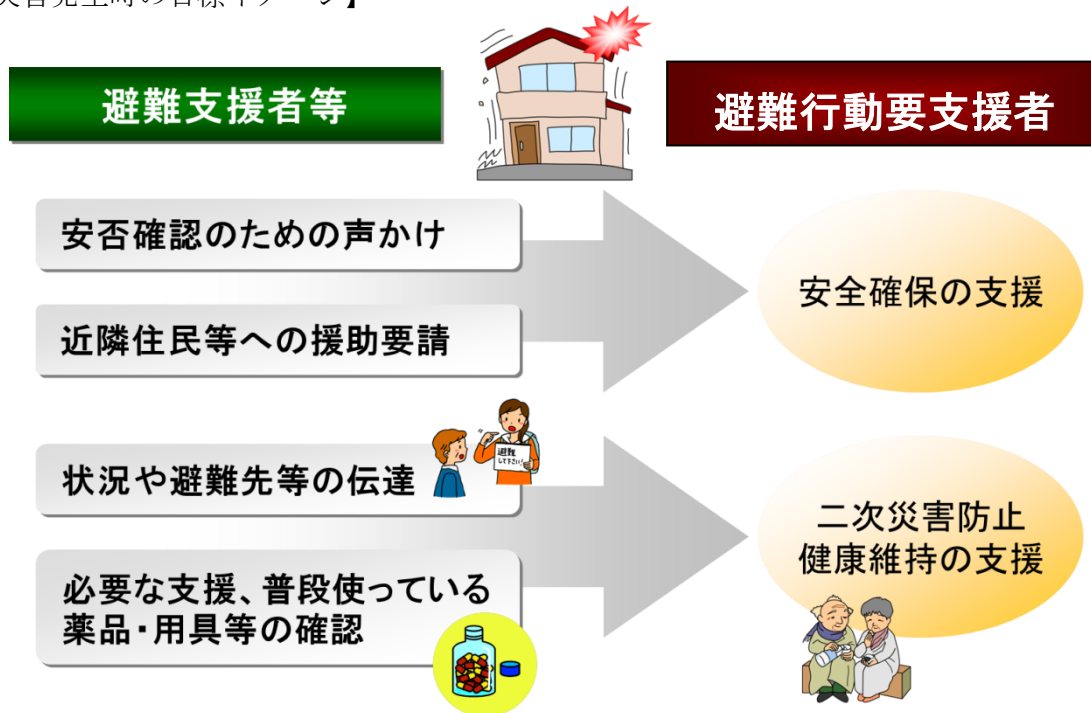
また、持病等の理由で、避難する際に医薬品等を携帯しなければならない方の情報を、個別避難支援計画書に記入します。マップの作成後は、実際に歩いて確認することが有効です。

避難行動要支援者宅の位置を確認したり、複数の経路をあらかじめ知っておくことなどのために、市販の地図等に、避難行動要支援者の氏名、家の位置、親しい近隣の方や近くの親族の氏名と家の位置（その方が同意した場合）、その他支援に資する情報を記載する方法が考えられます。

また、本人の同意が得られれば、外部からすぐその家が見分けられ、助けあいができるように、避難行動要支援者宅の個人写真を貼付することも考えられます。

2. 災害発生時の支援活動

【災害発生時の目標イメージ】



(1) 安否確認の開始

避難支援者、または個別避難支援計画書に定める避難支援者がいない場合は地域支援者（以下この章において「避難支援者等」という。）は、以下の状況になった場合、個別避難支援計画書に基づく避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を行います。

- ①体感的に震度 5 弱以上の揺れを感じた時、または震度 5 弱以上が発生したことを、災害報道等を通じて知った時。
- ②気象情報に基づき、避難準備情報（避難行動に時間を要する避難行動要支援者のための準備時間を考慮した情報）等が発出された場合。
- ③局所的な事故や火災の発生により、避難行動要支援者の居住地域に危険が及んでいると判断した時、または、警察・消防から避難勧告等が発出されている場合。
- ④その他の緊急時

(2) 身体状況等の安否確認と必要な支援の確認

避難支援者等は、避難行動要支援者の自宅を訪れ、身体状況等（怪我の有無、避難にあたって支障がある障害等の有無及び具体的状態等）を確認し、必要な支援（他の人が避難を支援する必要があるかどうか、そのためには、何を用いてどれくらいの地域支援者が必要か、等）を確認します。

- ①避難支援者等は、災害発生時には、まず自身及び家族等の安全を確認し、安否確認が可能な状況下において行動を開始します。

- ②個別避難支援計画書において1人の避難行動要支援者に対して複数の避難支援者が登録されている場合、可能な限り安否結果の情報共有をして偏りのない安否確認を行うことを原則としますが、あくまでも迅速な行動を第一に考え、安否確認の重複があっても止むを得ないという考え方の下に行動します。
- ③安否確認結果の伝達先は、避難所または現地災害対策本部（地区センター及び地域交流センター）とします。避難所に伝達された情報は現地災害対策本部（地区センター及び地域交流センター）に伝達するものとします。

(3) 避難支援の実行

先の東日本大震災では、支援者による避難の呼びかけや説得に応じない避難行動要支援者の存在があり、説得を続ける支援者が避難行動要支援者とともに津波で亡くなるケースが問題となりました。

狭山市では、津波による被害は想定されていないものの、倒壊危険のある家屋内で余震によって二次災害が発生したり、火災延焼や可燃物の爆発危険が発生しうることから、以下の事項には十分に留意することとします。

- ①市は、避難支援者等による避難行動要支援者への避難の呼びかけが円滑に行われるよう、緊急避難のための立退きを行うことができる通知又は警告の方法を準備します。
- ②避難支援者等は、自身の安全確保に十分配慮した上で、避難行動要支援者の避難支援を実行します。

(4) 周囲の状況及び避難先等の伝達

避難支援者等は、避難行動要支援者宅を訪問した際、周囲の状況（震災時においては、火災発生や延焼の可能性、近隣及び避難行動要支援者宅の崩壊又は崩壊のおそれ、避難経路にあたる道路の通行の可否など、水害時においては、河川の増水等の状況）を確認した上で、避難すべき避難先を伝達します。

(5) 避難行動要支援者が必要とする医薬品・用具等の確認

避難支援者等は、避難するときまたは避難生活に必要な用具（杖や車椅子、補装具など）や避難生活に必要な医薬品等（常用している医薬品や医療器具等）を避難行動要支援者に確認し、必要に応じて、その持ち出し準備を手伝います。

(6) 行政機関又は近隣住民等への援助要請

避難行動要支援者宅を訪問し、安否確認した結果、避難を援助する必要がある場合で、避難支援者等だけの援助が困難な場合、市や消防、警察等の行政機関や消防団等の協力機関、近隣住民等に援助または補助を要請します。

(7) その他の支援活動

避難行動要支援者の要望等（「安否情報を親族や近隣の知人に伝えてほしい」など）に基づき、可能な支援を行います。

(8) 避難行動要支援者の安否情報の集約

避難行動要支援者の安否を確認した情報については、各地区の情報を現地災害対策本部（地区センター及び地域交流センター）で集約してから、災害対策本部に報告します。災害対策本部では、収集した情報から地域の被災状況を踏まえ、応援職員・ボランティア等の手配や福祉避難所の開設等の各種調整・支援を行います。

(9) 安否未確認者への対応

- ①災害対策本部は、全市民の安否確認を、災害発生後 72 時間をメドに完了させることを目標とします。特に、避難支援対象の避難行動要支援者の他、地域の共助によって安否を把握した避難行動要支援者の情報を、避難所運営会議等あらゆる経路で収集し、対象者名簿と突合して、安否未確認者を特定します。
- ②避難行動要支援者の様態によっては、避難支援にあたって福祉車両の手配等、関係者の協力を得る必要がある場合があるため、安否未確認の避難行動要支援者については、障害種別等の情報を最大限収集します。
- ③災害対策本部は、安否未確認の避難行動要支援者への対応のため、支援協力者への対象者名簿の提供を検討します。

3. 避難所における支援

(1) 避難行動要支援者支援班

各避難所に設置される避難所運営会議の中に避難行動要支援者支援班を設置します。避難行動要支援者支援班は、災害対策本部と連携し避難行動要支援者支援のため以下の役割を担います。

- ①避難行動要支援者用窓口の設置
- ②避難行動要支援者の避難状況の把握
- ③避難行動要支援者の状況・ニーズの把握

(2) 避難所の環境整備

避難行動要支援者にとって避難所での生活は、生活環境の急激な変化となるため、様々な配慮が必要となります。災害発生時の避難所運営に際して、避難行動要支援者支援班は、以下のような環境整備に配慮します。

①避難者名簿の作成

避難者に氏名と自治会名、その他特に必要な配慮を記帳してもらうことで、避難者の中に含まれる避難行動要支援者のニーズを把握します。

②避難所施設のバリアフリー化等

障害者用トイレの設置、スロープ設置による段差解消等のバリアフリー化に努めます。

③避難行動要支援者用滞在スペースの確保

避難所における滞在者のスペースについて、避難行動要支援者用スペースを優先的に開放するとともに、避難行動要支援者及びその家族が移動する際に十分な通路を確保します。

④避難行動要支援者の実態調査

避難行動要支援者の現況や必要な福祉サービス等のニーズを把握するための調査を実施し、被災後の福祉サービスの継続に向けた支援を行います。

⑤巡回サービスの実施

心身の健康管理や生活リズムを取り戻すため、保健師等による健康相談、二次的健康被害（エコノミークラス症候群、生活不活発病等）の予防、こころのケア等の必要な生活支援を実施し、必要に応じて医療機関への協力を要請します。

⑥乳幼児を抱える家庭への支援

乳幼児を抱えながら避難所生活を強いられる家庭や妊産婦に対し、安心して避難所生活を送れる場の確保や、生活用品（ミルク、おむつ等）の提供などに努めます。

(3) 優先的支援の実施

避難所の避難行動要支援者支援班は、大規模災害時等の避難所スペースや支援物資等が限られた状況においては、支援者の有無や障害の種類・程度等に応じ、早期に支援を実施すべき避難行動要支援者について優先的に対応するものとします。

(4) 福祉避難所への移送対応

- ①災害対策本部は、避難所や在宅避難での生活では、健康に支障を来たすおそれのある避難行動要支援者の状態を集約し、福祉避難所への「移送検討者リスト」を作成します。
- ②災害対策本部は、福祉避難所に対して、避難行動要支援者の受入れ可否及び可能な場合の人数・条件を打診します。
- ③災害対策本部は、「移送検討者リスト」の掲載者を個別にアセスメントし、福祉避難所へ優先的に移送する者を判別します。
- ④災害対策本部は、避難行動要支援者の受入れ先として調査した福祉避難所と、移送を要する避難行動要支援者とのマッチングを行い、施設側に受入れ要請を行います。受入れ可能な場合は、支援協力者の協力のもとに移送を行います。

(5) 福祉避難所の協定締結と活用促進

市は、自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする避難行動要支援者を一時的に受け入れ保護するために、災害発生時に施設等の一部を福祉避難所として利用することについて、事業者との間で協定を締結します。また、福祉避難所は高齢者や障害者など避難行動要支援者の特性に合わせた施設を確保するものとします。

①指定施設の基本条件

- ・高齢者及び障害者等への必要なサービスの提供可能な施設
- ・高齢者及び障害者等の生活面での自立を支援する設備を整えた施設
- ・避難所生活長期化の場合の生活空間としての環境を備えた施設

②入所対象者

災害時に自宅や避難所での生活が困難で、介護等のサービスを必要とする避難行動要支援者を入所の対象とします。そのため健常の被災者は受け入れないようにします。

入所にあたっては避難行動要支援者の特性に合った福祉避難所に入所できるように努めます。避難行動要支援者の家族については避難状況等を勘案の上、必要に応じて福祉避難所への避難を検討します。

③社会福祉施設等の活用

福祉避難所として指定する施設は、介護等に必要な資機材を備え、バリアフリー等の避難行動要支援者に配慮した建物構造を有し、福祉的なマンパワーも備えた、既存の社会福祉施設等を活用します。

④福祉避難所の周知

市は、避難行動要支援者の把握を通じて、福祉避難所への避難が必要な者の大まかな状況を把握するとともに、平常時から施設管理者等との連携や利用方法の確認、福祉避難所の設置・運営訓練を行います。また、協定を結んだ福祉避難所の情報（場所、入所の対象となる避難行動要支援者、入所可能人数、設備内容）をとりまとめて周知を図ります。

4. 在宅避難者への支援

要介護状態や、障害を有していること等を理由に避難所にとどまることができなかった避難行動要支援者や、自宅等の状況により、避難所への避難を必要とせず自宅等にとどまっている避難行動要支援者についても、被災により日常的な生活が困難になることが予想されるので、必要な物資の供給や保健福祉サービスの提供が可能になるよう努めます。

(1) 安否確認の実施と情報収集、情報提供

在宅の避難行動要支援者については、民生委員・児童委員や自治会等の地域支援者等と連携し安否確認を行い、ニーズを把握し情報収集及び必要な情報提供を行うよう努めます。

(2) 状態確認

日常の物流や保健福祉サービスが通常どおりに機能しない状況下では、在宅避難者となっている避難行動要支援者の健康状態に問題がない環境が維持されているかどうかを定期的な訪問等によって把握する「状態確認」ができるよう、体制の確保に努めます。

(3) 保健福祉サービスの提供

在宅の避難行動要支援者の生活を支えるためには、適切な保健福祉サービスの継続的な提供が欠かせないことから、保健福祉サービス提供事業者等と連携協力し、収集した情報をもとに被災した避難行動要支援者に対し、日常的に提供している保健福祉サービスを継続するよう努めます。

(4) 物資の供給

収集した情報をもとに現況を把握し、関係団体や県との協力のもと、流通備蓄等の利用により必要な物資をできる限り速やかに供給できるよう努めます。

また、避難行動要支援者が支援物資を避難所に受け取りに来ることが困難な場合は、支援協力者等の協力を得て自宅に配達するよう努めます。

5. 全体計画の推進にむけて

(1) 全体計画の見直し

この全体計画は、地域での避難行動要支援者支援に関する助けあい活動や避難訓練等日々の活動、また市及び関係機関での検討過程のなかで発見された新たな課題や意見及びその対応策等を随時反映するため、避難行動要支援者支援会議で内容を検討し、市民、地域等の意見を踏まえながら、適宜見直しを図ります。

(2) 避難支援対策の今後の進め方

今後、全体計画の目的・内容について、多様な媒体等を活用して、自治会、民生委員・児童委員等の地域支援者へのていねいな説明を進めるとともに、全体計画の趣旨である自助・共助の重要性について、市民参加の防災訓練等の活動を通じて理解の促進を図ります。

災害時に避難行動要支援者の避難支援を迅速かつ円滑に実施するためには、地域の避難訓練に避難行動要支援者本人や家族が参加して、情報伝達の方法や避難所までの避難経路など避難を行ううえでの課題等について、地域支援者等とともに確認し共有することが必要となります。

日頃地域との関係が希薄になりがちな避難行動要支援者と地域住民との信頼・協力関係を深める機会としても、こうした訓練を行うことは極めて効果的です。

市は今後、防災訓練等への避難行動要支援者及び家族の積極的参加を促すとともに、避難準備情報の発令・伝達や避難所への誘導、災害発生直後の安否確認、避難所での支援、福祉避難所の立ち上げ、避難行動要支援者への確実な情報伝達や物資の提供等の実施方法に関する訓練を、自治会、民生委員・児童委員、福祉事業者、ボランティア等の様々な分野の関係機関の参加を得ながら実施し、訓練で得られた課題などへの解決策の検討を通じて、避難行動要支援者の支援体制の整備を図ります。

用語の解説

●避難行動要支援者

災害が発生または発生するおそれのある状況で、避難のために必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとることに支援を要する者。

「要配慮者」（災害対策基本法第8条第2項第15号）

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者

「避難行動要支援者」（災害対策基本法第49条の10第1項）

要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの

●支援協力者

支援協力者は、避難行動要支援者名簿を提供するかどうかに関わらず、災害発生時に避難行動要支援者を含む全市民の安否確認や避難誘導にあたることが考えられる全ての組織・団体等をいいます。

具体的には、自治会、民生委員・児童委員、消防団、消防署、警察署、地域包括支援センター、社会福祉協議会、介護事業者、市内・市外のボランティア等が該当します。

なお本市の場合は、原則として自主防災組織は自治会を単位として設置することになっていますが、自治会と表記した場合には、自治会単位で設置されたものに限らず、自主防災組織も含まれるものとします。

●地域支援者

地域支援者は、避難行動要支援者名簿のうち平常時から同意者名簿の提供を受けている支援協力者をいいます。

具体的には、市と協定を締結した自治会（協定団体）、民生委員・児童委員、消防団、消防署、警察署、地域包括支援センター、社会福祉協議会が該当します。なお、市は同意者名簿の情報を含む対象者名簿を管理し、災害発生時の避難行動要支援者支援にも従事する立場であることから、地域支援者を構成する組織とします。

●協定団体

協定団体は、市との間で、避難行動要支援者の個人情報の取扱いに関する協定を結び、同意者名簿の提供を受けた自治会をいいます。

●避難支援者

個別避難支援計画書により定められた、災害発生時に現場で避難行動要支援者の安否確認や避難支援を行う者をいいます。

●避難行動要支援者名簿

名簿は在宅の避難行動要支援者を対象に以下の二種類を作成します。

・対象者名簿

市の住民基本台帳や福祉・健康関係課所の情報等に基づき、市内の対象となるすべての避難行動要支援者を登載した名簿。

・同意者名簿

対象者名簿登載者のうち、「どこに災害時の避難に支援を必要とする人がいるか」を事前に周知するために、氏名・住所等の個人情報を地域支援団体に提供することに同意した者を登載した名簿。

●個別避難支援計画書

災害が発生した場合の避難支援が遅滞なく行われるよう、避難支援者、普段の居場所や避難先、危険な状態を知らせる方法や避難所までの移動方法等を個人単位でまとめた計画書。代表的な作成方法としては、同意者名簿に登載されている避難行動要支援者が、地域支援者等の支援のもとに作成するなどが考えられる。

狭山市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画

発行／平成26年3月31日 改定／令和2年4月1日

狭山市市民部危機管理課

〒350-1380 埼玉県狭山市入間川1-23-5

電話 04-2953-1111

FAX 04-2954-8670